

2021（令和3）年度緊急支援プロジェクト助成

申請についてよくある質問

■応募資格について

Q 活動開始から約1年しか経過していない団体ですが、応募できますか。

A はい、応募できます。団体の設立年数の指定はありません。

■提出書類について

Q 設立間もない団体のため、過去2年分の事業報告書や決算書がありません。

A 設立以前に任意団体やグループ・個人で活動していた経歴があれば、簡素で構いませんので、その当時の活動や収支をまとめた報告書を提出してください。設立以前の活動を含めても2年に満たない場合は一度ご連絡ください（応募資格がないわけではありません）。

Q 推薦書は誰に書いてもらってもよいでしょうか。

A 国際交流団体や地方自治体、NPO団体、一般の企業に所属する方等、様々ですが、活動をよく知る第三者の方からの推薦であれば特に指定はありません。なお、応募団体の役員や関係者からの推薦書は受付できませんのでご注意ください。

Q 行政機関の方からの推薦書があると望ましいでしょうか。

A 行政機関からの推薦が審査に有利に働くわけではありません。活動をよく知る方からの推薦であることが重要です。

■助成対象となる事業・経費について

Q 事業（プロジェクト）実施だけでなく、事前の調査も行わなければいけませんか。

A この助成では、活動の対象となる人々や地域の実態を知るための調査・分析を行い、それにより明らかになった課題に取り組む事業（プロジェクト）を助成対象としています。このため、事業実施の根拠となる調査も行ってください。

Q 申請時にすでに調査が終了している場合、助成金を終了した調査費用のために使えますか。

A いいえ。申請時に終了している調査には助成金は使えません。募集要項に定める事業実施期間中に行う調査であれば、その費用（人件費や交通費等）を認めます。

Q 事業の一環として会議などを行う場合、ボランティアの方の交通費（ガソリン代）やボランティア保険などは助成対象の経費となりますか。

A はい。事業実施のために必要な経費として認められます。ボランティア保険の保険料については、通年の保険か、単発の保険か分かるよう記載してください。

Q 助成対象外となる経費について具体的に教えてください。

A 事務所の家賃や、光熱水費などの一般管理費が該当します。その他、申請する事業以外での使用の可能性のあるものも対象外です。

Q パソコンやプリンターの購入費は助成対象の経費となりますか。

A 助成対象経費として認められるかどうかを審査委員会にて判断します。事業終了後も固定資産として残るものと考えられる物品については、収支予算書に書かれた使用目的を確認し、リース等購入以外の方法の可能性などを含め審査します。

Q 人件費は固定給ですか。時給換算でもいいですか。

A 人件費の定め方や計算方法に指定はありません。時給であれば、収支予算書に分かるように書いてください。

Q 人件費は助成申請額全体の何%など、条件はありますか。

A 特に指定はありません。ただし、予算全体の中で人件費が著しく大きいと、審査委員会にて、採択のための条件が課される可能性があります。

■その他

Q 事業実施のため、在留外国人の方にスタッフとして働いてもらっていいですか。

A 各人の在留資格により定められた就業ルールに則っていれば問題ありません。

Q 調査の結果は数値で示すべきですか。

A 調査方法は自由です。アンケートやヒアリングを行う場合、必ずしも数値で示すデータである必要はありません。

以上